

淀川水系流域委員会殿

2008. 3. 20

佐川克弘

何故河川管理者は質問に回答しないのか（その2）

先にご報告した通り、①京都府が獲得済みの水利権（ $0.58 \text{ m}^3/\text{s}$ ）と琵琶湖開発に参画した水道事業者（例えば大阪市）の水利権（ $0.58 \text{ m}^3/\text{s}$ ）とを交換できないか②交換することによって、京都府は宇治川で取水可能となり、他方淀川下流の水道事業者も（従来どおり）取水できるから、京都府は天ヶ瀬再開発から撤退できるのではないか③京都府が天ヶ瀬再開発から撤退すれば、 $0.6 \text{ m}^3/\text{s}$ に対応する利水容量を治水容量に振替えることによって、宇治川や淀川の治水安全度の向上に役立つのではないかと考え、私は添付別紙の質問状を河川管理者に送りました。

本日現在、残念ながら河川管理者の回答は届きませんでした。一日でも早く回答が届くことを期待しております。

流域委員会は、大戸川ダム問題だけでなく、天ヶ瀬再開発に関連する利水と治水問題にも眼を向けるべきだと考えます。真摯に検討されることを期待しております。

以上

2008. 2. 21

佐川克弘

天ヶ瀬ダムの利水容量に関する質問

- 1) 現在、天ヶ瀬ダムの水道用水利権は京都府に与えられている $0.9 \text{ m}^3/\text{s}$ （確定＝ $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 、暫定＝ $0.6 \text{ m}^3/\text{s}$ ）だと思いますが、ダムの利水容量（洪水期及び非洪水期）を教えてください。
- 2) かつて、京都府に与えられた水利権は $1.104 \text{ m}^3/\text{s}$ でしたが、そのときのダムの利水容量はどのように運用されていたのですか。教えてください。
- 3) 天ヶ瀬再開発に伴い、現在暫定水利権として許可されている $0.6 \text{ m}^3/\text{s}$ が確定水利権となった場合、利水容量は1)の答えと同じになるのですか。もし変更されるのであれば、確定水利権に対応するダムの利水容量を教えてください。
- 4) 京都府が獲得していて未利用の水利権（桂川＝ 0.28 、木津川＝ $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 計 $0.58 \text{ m}^3/\text{s}$ ）を、琵琶湖開発で水利権を獲得している水利使用者（例えば大阪市）と交換した場合、天ヶ瀬ダムに残る京都府の水利権は $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ のみとなりますが、その場合ダムの利水容量はどうなるのでしょうか。また仮に利水容量を現状よりも減らすことができるとすれば、減った容量を治水容量として利用できるのではないかと思います。貴局の見解をお示し下さい。

以上